

第六十三回 参議院内閣委員会 會議録第三号

昭和四十五年三月五日(木曜日)
午前十時三十六分開会

委員の異動

三月二日

辞任

山崎 竜男君

補欠選任

田中 茂穂君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西村 尚治君

石原幹市郎君

八田 一朗君

足鹿 覺君

上田 哲君

源田 実君

柴田 栄君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

安田 隆明君

矢山 有作君

山崎 昇君

峯山 昭範君

片山 武夫君

岩間 正男君

國務大臣

國務大臣

國務大臣

政府委員

行政管理局長

河合 三良君

荒木萬壽夫君

中曾根康弘君

黒木 利克君

黒木 利克君

本日の会議に付した案件

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
(昭和四十五年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針に関する件)

○国の防衛に関する調査
(昭和四十五年度防衛庁関係予算に関する件)

○委員長(西村尚治君) それでは、ただいまから内閣委員会を開会いたします。

荒木行政管理局長官。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は、このたび再度行政管理局長官を命ぜられた次第でございます。ふつつか者でございますが、相変らずどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(西村尚治君) 黒木行政管理局長官の黒木利克と申します。不敏な者でございますが、よろしくをお願いを申し上げます。

事務局側

常任委員会専門員

相原 桂次君

行政管理局行政監察局長 岡内 豊君

防衛政務次官 土屋 義彦君

防衛庁長官官房長 島田 豊君

防衛庁経理局長 田代 一正君

防衛施設庁総務部長 鎌江 士郎君

防衛施設庁総務部会計課長 高橋 定夫君

○委員長(西村尚治君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、昭和四十五年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針に関する件を議題といたします。荒木行政管理局長官より説明を聴取いたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 昭和四十五年度の各省庁の要求にかかる機構、特殊法人および定員の審査結果につきましては、その概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、行政の簡素化、能率化をはかるべく一省庁一局削減、三年間五%の定員削減措置に引き続き、昭和四十三年十月及び昭和四十四年七月に第一次及び第二次の行政改革計画を決定し、行政改革の推進につとめていたところであります。したがって、昭和四十五年度におきましては、機構、特殊法人の新設及び定員の増加は、いずれも厳に抑制することとつとめ、新しい行政需要の動向に対応する必要上真にやむを得ない一部の機構及び特殊法人を除いては新設を認めないことといたしております。

まず、機構について申し上げます。外局、局及び部の新設につきましては、来たるべき沖繩復帰に備えて、総理府特別地域連絡局を廃止して、総理府に沖繩・北方対策庁を設け、その内部部局として総務、調整の二部を置くことといたしました。そのほかは、既存部局の合理的再編成にかかる通商産業省公害保安局、同公害部及び外務省大臣官房調査部を除いては一切これを認めないこととしました。また、審議会等については、新設を上回る整理統合をいたすこととしております。

次に、特殊法人につきましては、その新設を厳に抑制する方針で対処いたしました。心身障害者福祉協会については、心身障害者を保護収容するための総合福祉施設を運営する等のため、農業者年金基金については、総合農政の見地から農業者年金制度等を実施するため、及び本州四国連絡橋公団については、本州四国連絡橋の架橋に必要な調査、設計、技術開発等の強力な推進をはかるため、それぞれ設置することといたしております。

このほか、国民生活研究所を国民生活センターに、私立学校振興会を日本私学振興財団に改組して、その機能を充実することといたしております。

次に、定員について申し上げます。政府は、行政運営の簡素化、能率化をはかり、国民負担の軽減に資するため、昭和四十二年十二月十五日に、今後における定員管理の方針について閣議決定を行いました。これは、自衛官を除く国家公務員の既定定員につき、三年間に五%を目途として計画的に削減を行なうとともに、行政需要の消長に伴う増員要素についても極力配置転換により対処し、もって総定員の削減をはかることとするものであります。

昭和四十五年度における定員の審査にあたっても、自衛官を除く一般の国家公務員の定員につきましては、先に述べました三年間五%の削減計画に基づき削減をいたしますとともに、増員については、極力これを抑制して、一般の国家公務員の総数の削減をはかった次第であります。このうち、いわゆる総定員法の最高限度の規制の対象となつて一般行政機関の定員の合計数は、昭和四十五年度末には昭和四十四年度末の予定数に比し三百七人の減員となることとなっております。以上、簡単であります。昭和四十五年度における機構、特殊法人及び定員についての審査結果の概要を御説明申し上げます。

○委員長(西村尚治君) 河合行政管理局長。

○政府委員(河合三良君) ただいまの大臣より報告申し上げました点につきまして、補足説明申し上げます。

まず、機構についてでございますが、外局につきましては、新設の要求がございまして、これに對しまして、ただいま報告にございましたように沖繩・北方対策庁のみの新設を認めております。なお、これは現在の総理府特選局を廃止いたしまして、そのかわりにこれを認めたわけでございます。

次に局、内局でございますが、新設の要求が二、改組の要求が一、減の要求がございまして、新設はこれは認めません。改組につきましては、ただいまの報告にありました通産省公害保安局を認めております。それから廃止は特選局の廃止でございます。

また、省内の部につきましては、新設の要求が六、改組の要求が三ございまして、このうち沖繩・北方対策庁の内部に置きます二を認めまして、また、改組といたしましては、外務省の調査部、それから通産省公害保安局内の公害部、この二つを改組として認めております。

また、法律上の職は十四の要求がございましたが、これは一切認めておりません。審議会等につきましては、新設一、改組一、廃止三の要求がございましたが、新設は認めませんで、改組一、それから減、廃止の二を認めております。

付属機関につきましては、これは在外公館及び沖繩復興準備委員会日本政府代表部等を認めておりますとともに、適切な振りかえを条件といたしまして、農林省の草地試験場、それから運輸省の交通安全公害研究所を認めております。

なお、大学につきましては、秋田大学の医学部、佐賀大学の大学院を認めております。地方支分部局につきましては、例年のとおり、入国管理局の事務所出張所を認めますとともに、現在建設省の地方建設局の中にございます企画室

を企画部に改組いたしました。これは四つの企画室を企画部に改組いたしておりますが、同時に用地参事官を廃止いたしました。用地部を二つ認めております。

特殊法人につきましては、ただいま大臣よりの報告にございましたように、要求といたしましては新設六、改組二の要求がございましたが、査定といたしましては、新設三、それから改組二を認めております。

なお、お手元にお配りいたしております資料の中には、本年度審査にかかるものでございまして、四十四年度以前に審査をいたして、その結果を出しましたが、従前の国会におきまして審議未了となりましたものも含まれておりますので、四十五年度のものよりもかなり数はふえております。

なお、政令組織及び政令職でございますが、課、室、官等につきましては、合計百三十六の新規要求がございましたが、これに對しましては、新規の増設としては一切これを認めておりませんで、ゼロでございます。なお、課、室につきましては、現在でございます課、室から振りかえて十を認めまして、また、官につきましても、現在の官を振りかえて八つの官を認めております。なお、その中に沖繩・北方対策庁の中に置きます参事官の四は純増を認めております。

以上が機構についてでございます。次に、定員でございますが、定員につきましては、ただいま大臣の御報告にありましたように、総定員法対象のものは三百七名の減になっておりますが、さらにそのほかに五現業におきまして、三年間五割削減の対象となっておりますものが五百六十八名の減、それから地方自治法附則第八条等の職員につきましては四十六名の減、合計で六百十四名の減になっております。総定員の関係と足しますと九百二十一名の減になっております。

各省別にこれを見ますと、四十四年度に比較いたしまして、四十五年度に増加を見ました省庁は、公正取引委員会、それから科学技術庁、沖繩・北方

方対策庁、法務省、外務省、それから文部省、厚生省でございますが、このうちおもなものにつきましては申し上げますと、沖繩・北方対策庁につきましては、百六十一名の増になっておりますが、このうち百三十六名は現在の特選局からの振りかえでございます。法務省につきましては、これは登記及び監獄等の職員が相当の増加をいたしております。四十五名の増になっております。外務省は六名増になっておりますが、これは各省よりの振りかえで、在外公館に勤務いたします外務公務員として各省から定員持ちで出しておりますものが九名ございまして、それを除きますと減三名という形になるわけでございます。それから文部省につきましては、御承知のように国立学校が増加の中心になっておりまして、千二百九十一名の増になっております。厚生省につきましては、国立病院、療養所等におきまして看護体制の強化、重度心身障害者の増につきましての増加でございまして、七百三十七名の増になっております。

以上をもちまして、きわめて簡単にございまして、四十五年度機構、定員の審査に関する補足説明といたします。

○委員長(西村尚治君) 国の防衛に関する調査のうち、昭和四十五年度防衛庁関係予算に関する件を議題といたします。

防衛庁長官より説明を聴取いたします。中曾根防衛庁長官。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昭和四十五年度防衛庁予算案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、防衛本庁について申し上げます。昭和四十五年度の防衛本庁の歳出予算要求の総額は五千三百三十九億八千五百三十三万一千円でありまして、これを昭和四十四年度の歳出予算額四千五百三十四億四千七百九十三万七千円に比べますと、八百五億三千七百九十九万四千円の増加となっております。

このほか、継続費として、昭和四十五年度甲Ⅱ型警備艦建造費で百九億八千五百五十三万二千円、昭和四十五年度乙型警備艦建造費で八十四億八千五百一十一万九千円、昭和四十五年度潜水艦建造費で七十一億八千八百七十三万五千円、合わせて二百六十六億五千五百三十八万六千円を新たに要求し、さらに、国庫債務負担行為として、航空機購入で四百五十一億三千六百九十九万六千円、艦船建造で五十六億六千六百五十八万三千円、装備品等整備で三百一億九千二百九十六万七千円、研究開発で三十三億八千五百一十一万四千円、教育訓練用器材購入その他の事項で二百八十二億三千二百三十七万五千円、合わせて千二百六十六億三千七百七十三万五千円を要求しております。

また、防衛本庁の昭和四十五年度の職員の定数は、自衛官二十五万九千五百八十八人、自衛官以外の職員二万五千三百八十三人、合わせて二十八万四千四百四十一人でありまして、これを昭和四十四年度の定数に比べますと、自衛官において九百八十四人の増員、自衛官以外の職員において二百三十人の減員、合わせて七百五十四人の増員となっております。

次に、防衛本庁の予算案の内容について申し上げます。昭和四十五年度予算案は、第三次防衛力整備計画の第四年度に当たって、国の他の諸施策との均衡に配慮しつつ計画全体の着実、円滑な達成につとめることを目標に編成いたしまして、特に次の諸点に重点をおいております。すなわち、

1 まず、自衛隊員の人間性尊重の見地に立つた施策の強化であり、このため准尉制度の新設をはじめとして隊員の処遇改善、環境の整備、宿舎の増設及び退職自衛官施策を推進することとしております。

2 次に、未来性に富む事業の推進をはかることとして、特に研究開発の推進に重点を置き、新たに次期対潜機の調査研究に着手するとともに、前年度に引き続き、中型輸送機及

び高等練習機等の研究開発を進めることとしておきます。

3 また、第三次防衛力整備計画のつと、自衛隊の装備の更新、充実、近代化を促進することとし、陸上部隊装備の充実、艦船建造の推進、航空機の増強、弾薬の確保、地対空誘導弾部隊の整備新編及び航空警戒管制組織の充実などに必要な経費を計上することとしておきます。

以下、機関別に内容を申し上げます。

1 陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして二千五百二十二億三千三百二十三万八千円、国庫債務負担行為におきまして百八十八億六千八百三十四万一千円となっております。その主要な内容について申し上げますと、まず、昭和四十五年度の職員の数、自衛官については、前年度と同数の十七万九千人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置等により百六十三人の減員を行ない一万二千七百六十六人、合わせて十九万一千七百六十六人となります。

また、予備自衛官の員数は三千人を増員して三万六千人となります。

次に、ホーク部隊の整備新編、戦車等部隊装備品の充実、更新、ヘリコプター等航空機の購入による機動力の増強、隊庁舎等施設の整備などによって防衛力の内容充実を一段と推進することとしております。

また、航空機につきましては、新たに大型ヘリコプター六機、中型ヘリコプター十一機、小型ヘリコプター十機、連絡固定翼機一機、合わせて二十八機の購入を予定しております。これにより陸上自衛隊の昭和四十五年度末における保有機数は三百五十三機となる見込みであります。

2 海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、千三百九十二億八千八百九十九万一千円、国庫債務負担行為におきまして五百三十三億六千六百三十五万五千円、継続費におきま

しては冒頭に申し上げたとおりであります。その主要な内容について申し上げますと、

まず、昭和四十五年度の職員の定数は、自衛官については、艦船、航空機の就役等に伴い五百十人を増員して三万八千三百二十三人、自衛官以外の職員については定員削減の措置等により十九人の減員を行ない四万七千四百四十人、合わせて四万三千六百六十三人となります。また、新たに予備自衛官三百人を設けることとしております。

次に、艦船につきましては、新たに護衛艦四千七百トン型一隻、同千四百五十トン型二隻、潜水艦千八百トン型一隻、掃海艇二隻、魚雷艇一隻、哨戒艇四隻、揚陸艦一隻、支援船八隻、合わせて二十隻一万二千七百七十トンの建造を予定しております。これにより、昭和四十五年度末の保有艦船は、自衛艦で二百二十一隻、約十六万七千九百五十トン、支援船で三百九十九隻、約二万五千四百七十トン、合わせて五百四十九隻、約十九万三千四百二十トンとなる見込みであります。

また、航空機につきましては、新たに対潜哨戒機十一機、対潜飛行艇五機、輸送機一機、対潜ヘリコプター六機、掃海ヘリコプター二機、教育用ヘリコプター一機、合わせて二十六機の購入を予定しており、これにより海上自衛隊の昭和四十五年度末の保有機数は三百九機となる見込みであります。

3 航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして千二百五十二億三千七百八十七万四千円、国庫債務負担行為におきまして三百六十九億八千八百九十一万五千円となっております。その主要な内容について申し上げますと、

まず、昭和四十五年度の職員の定数は、自衛官については高射群の増強等のため四百七十四人を増員して四万一千六百五十七人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置等により六十一人の減員を行ない四万九百六十

人、合わせて四万六千六百七十七人となります。

次に、ナイキ部隊の整備、航空警戒管制組織の充実など、防空能力の一層の強化をはかることとしております。

また、航空機につきましては、新たに輸送機三機、救難用捜索機二機、実用試験用の高等練習機二機、合わせて七機の購入を予定しており、これにより航空自衛隊の昭和四十五年度末における保有機数は九百七十三機となる見込みであります。

4 内部部局、統合幕僚会議及び付属機関につきましては、歳出予算におきまして百七十二億三千二百八十二万八千円、国庫債務負担行為におきまして三十三億八千五百一十一万四千円となっており、職員の定数は、自衛官については前年度と同じく七十八人、自衛官以外の職員については十六人の増員をはかるとともに、定員削減の措置等により三人の減員を行ない二千九百六十七人、合わせて三千四百五十八人となります。

また、防衛施設庁の昭和四十五年度の職員の定数につきましては、四十五人の増員をはかるとともに、定員削減の措置等により五十五人の減員を行ない三千二百二十一人となります。

次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。昭和四十五年度の予算案の重点といたしましては、いわゆる基地問題の発生を未然に防止し、防衛施設の安定的運用を確保するため、基地の実態に即応した諸施策を強力に推進することとして、

基地周辺整備事業の強化、駐留軍施設の集約移転の推進、駐留軍労務者対策の強化及び組織の整備などをはかることとしております。

以下各項別に内容を申し上げます。

1 施設運営等関連諸費につきましては、自衛隊及び駐留軍の基地対策経費二百六十億五千七百九十九万二千円、その他合わせて二百八十三億五千二百六十九万七千円となっております。

2 調達労務管理事務費につきましては、離職対策費四億二千八百七十五万三千円及び駐留軍要員健康保険組合臨時補助金一億円など合わせて、十七億百五十六万七千円となっております。

3 その他、相互防衛援助協定交付金一億二千六百八十一万五千円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費五十一億九千七百三十二万九千円を計上しております。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算案の概要の説明を終わります。

○委員長(西村尚治君) 中曾根防衛庁長官。

○国務大臣(中曾根康弘君) 一言ごあいさつを申し上げます。

私、今回の内閣改造に伴いまして、防衛庁長官を拝名いたしました。浅学非才の未熟者でございますが、御指導によりまして職務の万全を期したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 土屋防衛政務次官。

○政府委員(土屋義彦君) 一言ごあいさつを申し上げます。

私が去る一月二十日に防衛政務次官を拝名いたしました土屋義彦でございます。まことに至らぬ者でございますが、一生懸命つとめさせていただきますので、先輩諸先生のあたたかい御指導、御

設備等付帯事務費、研究開発費というぐあいに防衛本庁は分かれておりますが、これはいづれも予算書上における項に該当する事項でございます。で、防衛本庁の中にまたこまかく内訳として、人件費、旅費、庁費、被服費等というぐあいに並んでいるわけでございます。

そこでこの表から見取れる問題としまして、性質別にさらにしぼって見ますというと、防衛本庁の中でまず人に伴う経費という問題が出てまいります。これはここにございます防衛本庁の中の人件費とか、それから四番の被服費、それから糧食費、医療費というものがこの人に伴う経費ということになります。これを合計いたしますと二千百三十一億でございます。防衛本庁全体の経費の中で五十一%を占めているわけでありまして、つまり、人に伴う経費が五十一%を占めているということでございます。それからその次のカテゴリーといたしまして、装備費でございます。装備費——これは、ここにございます武器車両等購入費とか航空機購入費、艦船建造費、ちよっと飛びまして装備品等整備諸費というものでございます。これを集計いたしますと九百八十九億でございます。ウェントは三七%でございます。その他施設整備等々その他の経費が六百十八億になります。これがウェントとして一%くらいになるわけでありまして、つまり、防衛本庁の経費を分解いたしますと、まず五十一%くらいが人に伴う経費である、装備の関係は三七%くらいである、その他施設整備その他が一%くらいであるということがこの表から出てまいっている問題でございます。

それから次に、五ページは施設庁の関係でございますので省略いたします、六ページにまいります。

六ページは国庫債務負担行為でございます。防衛庁が実際に予算を執行するに際しましては、単に単年度のみならず、二年以上、あるいは二年、三年、四年というぐあいかかって業務が行なわれるわけでありまして、たとえて申しますという

と、艦船を建造するといったしても一年でできるわけではない、飛行機を発注する、これも一年でできるわけではないということで、非常に複数年にわたる歳出が多いわけでありまして、その一つがここにございます国庫債務負担行為というところであります。もう一つは後ほど申します継続費という問題でございます。で、この国庫債務負担行為といふ継続費といふ、いづれも複数年にわたる歳出でございますが、この違いはどうかとおっしゃいますと、いづれも複数年にわたる歳出である点においては同じでございますけれども、継続費のほうは、これは財政法の十四条の二という規定がございまして、そこで行なわれるわけでございまして、継続費と国庫債務負担行為との違いは、国庫債務負担行為は国庫債務負担行為をとった年に契約をする、あるいは発注するといふのがたてまえでございます。継続費の場合には、複数年にわたって契約を、発注をしてもよろしいということが一つの大きな違いでございます。それからもう一つは、継続費の場合でございます。それからもう一つは、継続費の場合でございます。それからもう一つは、継続費の場合でございます。

そこでは、自衛艦の中でも非常に複雑な工程、また長期の工程を要します護衛艦とかあるいはまた潜水艦についてこの継続費の制度を使いまして、それ以外はすべて国庫債務負担行為ということをお願いしているわけでございます。

そこでこの国庫債務負担行為でございますが、ここにございますように、四十五年度要求額、四十四年度予算額というのが並んでおりまして、右の欄に後年度負担額というのが出ております。この違いは、国庫債務負担行為をとりましてそのうちのごく一部は初年度の歳出予算に出てまいります。ですから、総額と後年度負担は違うわけですが、その分だけ違ってくるわけでございます。

そこでは、自衛艦の中でも非常に複雑な工程、また長期の工程を要します護衛艦とかあるいはまた潜水艦についてこの継続費の制度を使いまして、それ以外はすべて国庫債務負担行為ということをお願いしているわけでございます。

そこでこの国庫債務負担行為でございますが、ここにございますように、四十五年度要求額、四十四年度予算額というのが並んでおりまして、右の欄に後年度負担額というのが出ております。この違いは、国庫債務負担行為をとりましてそのうちのごく一部は初年度の歳出予算に出てまいります。ですから、総額と後年度負担は違うわけですが、その分だけ違ってくるわけでございます。

で、ここにずらずとたくさん並んでおりますが、陸上自衛隊、これが四十五年度予算におきましては百八十八億、後年度負担は、右の欄にございますように百七十五億でございます。それから海上自衛隊につきましては、ここにございますように五百三十三億、後年度負担が四百九十一億の予定でございます。それから航空自衛隊、下から二番目でございますが、これが三百六十九億、後年度負担が三百四十一億ということになっているわけでございます。ごらんいただきますと、航空自衛隊は、昨年の予算では九百六十九億でございましたが、これは三百六十九億ということ、約五百九十九億昨年よりも減っております。その理由は、次の七ページに参りまして、上から四段目に航空機購入という欄がございます。これは昨年の予算では、御案内のとおりファントムF4Eというものが三十四機の発注がありましたが、非常にふくれたわけでございますが、これは減つてきているということでございます。それから技術研究本部も、同じように国庫債務負担行為を三十三億使っております。合計いたしました四十五年度におきましては総額で千二百二十六億。ところが昨年の予算におきましては千六百四十億でございます。総額といたしましては四百八十四億ばかりことは減つていくわけでございます。

それから次に八ページに参りまして、これはさつき申しました継続費でございます。ここにございますように、継続費の中で既定分というのがございますが、これは過去に契約いたしましたけれども、年割りが残つていくというところで掲記いたしております。既定分の中でまん中から少し下のところに既定分計という欄がございます。ここでごらんいただきますと、過去に契約したもので四十五年度の歳出予算で支払うのが、四

十五年度の欄を下にずっと引いていただきますと、百二十一億という欄がございます。これは過去に発注いたしました継続費による艦船分の四十五年度の支払いでございます。それ以外は、継続費は新規にこの予算でついております。これは新規分でございます。ここにございますように、新規分といたしましては四十五年度の甲型警備艦、これは四千七百トンのいわゆるD H式という艦船でございますが、それが百九億、それから次に四十五年度の乙型警備艦、D Eといわれているものが、千四百五十トンの船が二は、それから一番下にございますのがさつき申しました潜水艦七十一億、合計いたしました継続費の総額が二百六十六億になるわけでございます。それが右の欄にまいりまして、四十五年度中にはこのうち十七億ばかりが歳出予算に計上されているということに相なるわけでございます。したがって、年割りの欄の一番下をごらんいただきますと、新規と既定分合計いたしました、四十五年度の歳出予算で払うのが百三十九億ということに相なるわけでございます。

それから次に九ページにまいりまして、これはさつき申しましたように、防衛関係費と申しますのは、単年度でない、非常に複数年の予算でございます。後年度負担ということが問題になるわけでございます。そこで四十五年度要求額のずつと下のほうで、防衛本庁計という欄がございます。ごらんいただきますと、ここに新規分としまして、国庫債務負担行為と継続費合計しまして千二百八十六億という数字があつております。それに既定分、過去に契約されてきたに今後その債務が残つていくというのが千五百億でございます。合計いたしました二千七百八十七億というのが後年度負担になるという計表でございます。試みに昭和四十四年度の予算で見ますと、それが二千七百六十五億でございます。若干後年度負担がふえているという感じがと思ひます。

次に一〇ページ、これは定員の問題でございます。

す。これは先ほど長官からも御説明がございましたので、詳しい点は省略いたしますが、四十五年度の増員要求欄をずっと下におおしてまいりますと、海空合わせまして自衛官で九百八十四名、それから非自衛官で例の三年間五割減という問題もございますし、また若干の他省庁への振りかえという問題もございまして三百一名の減が立ち、同時に新規の増員といたしまして六十一名が立つというところでございます。したがって四十五年度の予算定員といたしましては、自衛官としてここにございまして二十五万九千五百八十八、それから非自衛官といたしまして二万八千六百五、こういうことに相なるわけでございます。

それから次にまいりまして、一ページ以降は防衛庁関係の予算でアクセントの置かれた項目をずっと並べております。

ことしの防衛庁予算の特色といたしましては、隊員の人間の尊重ということとございまして、ここにございまして、一つは隊員の処遇の改善ということとあります。その一環といたしまして、准尉制度の新設という問題がございまして、これが初年度七百三十名でございまして、それから諸手当の改善等、これは主として航海手当の改善が中心でございまして、それから次に被服・糧食の改善という問題でございまして、ことにこの中で目新しい問題としましては、被服の冬服の単価を大幅に引き上げているという問題でございまして、そういうことで、この欄に関する限り、昨年五千六百万が四億三千八百万になっているというところでございます。

それから次の管内生活環境の改善でございまして、この中で最も大きな問題は、普通営舎費の単金増等というのが六億ばかりあつております。普通営舎費と申しますのは、営舎内でのいろいろな居住施設を買つか、いろいろな備品類を買つか、こういうことの更新費とか、補修、維持費等がこれに入るわけでございます。これは従来非常に低く、一人当たり年間二千四百二十円であつたわけでございますが、このたび大幅にふやしまして、

一人当たり五千五十円ということにいたしました。そういうことで大幅にふえているわけでございます。まあそういうことが中心になりまして、ここにございまして、営舎内の環境整備につきましては、昨年度が三億九千万、ことしが八億六千万ということになっているわけでございまして。

それから衛生施策の推進、これは予防接種とか、医療品を買つか、医療の施行費等であります。これもふえております。それから隊庁舎施設の改築等でございまして、これも昨年度の四十三億がことし四十七億ということにふえているわけでございまして。

それから公務員宿舎の増設であります。これもここにありますように昨年度の三千五百五十五戸が三千七百九十二戸、金額にして二十三億三千万が二十六億五千万に上っておりますが、ことにことしの公務員宿舎の建造計画といたしましては、下級者についてその八割を考えているわけでございまして。

それからこまかい問題ですが、退職自衛官施策の推進ということで、これは停年前の移動旅費とか、職業補導とか、業務管理教育とか、就職援護をやるといふことで、こまかな金額でございまして、いろいろ配慮しているわけでございまして。

それから次に参りまして一二ページ、これは第二の大きな眼目といたしまして未来性に富む事業の推進というものを掲げてございまして、これはいづれもいわゆる技術で行なう研究開発でございまして、ここに幾つかのアイテムがずっと並んでおります。新規分、既定分というところで並んでおります。この新規分というのは、何も新たに四十五年度から始めるといふわけじゃないのでございまして、四十四年度までは単年度予算、その年々の勝負といふことであつて、事項が新規分でございまして、ごらんいただきますと、新規分の中に短距離地対地誘導弾（SSM）、それから短距離地対空誘導弾、それからちよつと飛びまして赤外線ホーミング空対空（AAM）というぐあいに、

ミサイル関係があつております。それから六十トン級のハイドロフォイル、新型戦車というのがずっと並んでおります。純然たることしの新規と申しますのは、次期対潜機の調査研究というのが二千二百万円、金額はわずかでございまして、次期対潜機、いわゆるPXLというふうにいわれておりますが、この調査研究費がことしの純然たる新規ということになります。

それから次に、既定分というものが並んでおります。多連装地対地ロケット、それから中型輸送機、超音速高等練習機、これらはいずれも既定分の歳出ということになるわけでございまして。

そういうことで次のページにまいりまして、研究用機械器具費、開発試験費等が並んでおります。それで四十五年度の歳出要求額の欄に九十億一千四百万円ということになっております。これが昨年度は、これに匹敵する金額がここに書いてございせんが、七十五億円でございまして、ほぼ二〇%の増加ということに相なるわけでございまして。

それから次に、予備自衛官の増強でございまして、これは先ほど大臣の説明もございましたので簡単に申し上げますが、四十五年度増員要求として、陸上自衛隊で三千人、海上自衛隊で三百人、海上自衛隊は初めてでございまして、そういうことで、合計いたしまして、陸で三万六千人、海上自衛隊で三百人、合計三万六千三百人ということに相なるわけでございまして。

それからあと、一四ページは陸上部隊、以下は装備の充実という問題でございまして、一四ページ、一五ページはいずれも陸上部隊の装備というところで、ごらんいただくような兵器種類、甲類、乙類というものが並んでおります。それから、次のページに参りますと、既定分の歳出の金額が出ております。一五ページの一番最後の合計欄をごらんいただきますと、四十五年度の歳出要求額が新規分、既定分を合わせまして百九十七億、後年度負担額が百六十五億円ということに相なっているわけでござい

ます。

それから、続きまして一六ページに参りますと、これは艦船——船でございまして、艦船の中で新規分という欄がございまして、上から新規分の三本——四十五年度甲型警備艦、四十五年度乙型警備艦、四十五年度潜水艦、この三本はいずれも継続費であります。それから次の四十五年度中型掃海艇、四十五年度魚雷艇、これは国庫債務負担行為。それから四十五年度哨戒艇、これはいづれも歳出予算だけであります。それから最後の四十五年度揚陸艦、これは国庫債務負担行為であります。トン数欄を下にずっと追つていただきますと、自衛艦の小計欄で一万一千七百八十二トンというところになっております。これが昨年度の予算におきましては一万二千トンでございまして、それから支援船が、四十五年度は新規に九百八十八トンであります。昨年度が二百五十四トンでございまして、そういたしましたら、合計いたしますと、四十五年度は一万二千七百七十四トンでござい

ます。昨年度はこの欄が一万四千六百四十トンでございまして、相当ふえているということがお感じになれます。まあ艦船の話はそれだけにとどめたいと思つて。

それから一八ページ、これは航空機であります。航空機の中でいろいろございまして、新規分の中では、上の一番最初の四本が陸上自衛隊の航空機、それから五番目の対潜哨戒機からずっとおりまして教育用ヘリコプターというものが海上自衛隊の航空機、それからその次の輸送機、救難捜索機、超音速高等練習機、これはいずれも航空自衛隊の航空機ということにございまして。

航空機の一覧はごらんをいただきますとおわかりになつていただけたらと思つたので説明を省略いたします。

それから、最後に二〇ページであります。これは施設の整備を一覧にいたしました。ごらんいただきますと、十項目の施設整備であります。この中で一般施設と申しますのは、さつき申しました隊庁舎等がこの中に入つておるわけであ

ります。

それから少しふえておりますのは、航空施設という欄が昨年の十五億円から二十九億円というところでふえておりますが、これはたとえば百里基地におけるファントム4Eの受け入れ施設を整備するという関係でかなりふえておる関係もござい

ます。それから四番目の地対空誘導弾施設、これもナイク、ホーク陣地の整備ということであつて、

それから十番目の公務員宿舎施設、これは先ほど申しました公務員住宅に関連するものでござい

ます。以上通算いたしました、昨年は百二十八億円、今年度は百五十一億円ということになるわけ

でございます。非常に長々と説明いたしました、以上をもつて私の説明を終わります。

○委員長(西村尚治君) それでは、次に鐘江防衛施設庁総務部長。

○政府委員(鐘江士郎君) 私から昭和四十五年度防衛施設庁関係予算の補足説明を行ないます。

お手元にお配りいたしておりますところの「防衛施設庁予算の概要」、これの一ページをらん

くください。昭和四十五年度予算要求にあたりましては、いわゆる基地問題の発生を未然に防止し、防衛施設の安定的運用をはかるため、次に申し述べる諸施策を講じていきたいと思います。

すなわち、その第一といたしまして基地周辺整備事業の充実強化でございますが、このうち新規施策の採択といたしまして、防衛施設周辺の整備等に関する法律の規定に基づく施策のうち、同法第四条の民生安定施設の助成につきまして、従来の一キロ二キロのテレビ受信料減免区域を、一キロ五キロにその範囲を拡大する。また、看護婦養成所の防音工事に対する助成、港灣施設、児童体育施設に対する助成を要求いたしております。そのほか、全般的に周辺整備関係補助金の

増額をはかるとともに、従来給水人口五千人以下の水道施設に対する助成を、その対象人口を五千人以上の水道施設に対しても助成するということ。その他漁業補償対象者の拡大や地方公共団体事務委託費の増額を要求している次第でございます。

第二といたしまして、駐留軍施設の集約移転の推進であります。これは横浜海浜住宅の移設工事あるいは東京都内の練馬にありまして、このグランドハイッ住宅地区の移設等に要する経費を要求している次第でございます。

次のページに行きまして、第三といたしまして、駐留軍労務者対策の強化をはかるため、新規施策といたしまして、離職対策センター建設に対する助成等、また既定施策の拡充といたしまして、特別給付金、駐留軍要員健康保険組合臨時補助金の増額等を要求いたしております。

第四といたしまして、基地問題等の処理を効率的に推進するため、政府の行政改革計画を実施するため、防衛庁設置法を改正いたしまして、従来の調達不動産審議会及び被害者給付金審査会を統合いたしまして、防衛施設審議会を設置することにしたしております。

以上の結果、四十五年度予算要求額は、一般会計におきまして約三百五十三億、特定国有財産整備特別会計におきまして約六十一億円、合計約四百十四億円となる次第でございます。

以下順に説明いたしますが、資料を飛ばしまして四ページをお開き願います。この四ページの歳出予算科目別内訳から御説明いたします。まず一般会計といたしまして、(項)防衛施設庁でございますが、これは人件費と一般行政経費でございます。四十五年度予算要求額は五十一億九千七百八十万円で、前年度に比し五億八千四百八十万円増となっております。これは主として人件費の昇給原資及びベースアップ等でございます。次に、調達労務管理事務費でございますが、これはアメリカ合衆国軍隊の使用する労務者の労務管理事務費を都道府県に委託するために必要な経

費であります。四十五年度予算要求額は十七億二百万円、前年度に比し三億六千八百八十万円増加している次第でございます。これは労務管理事務を委託している都道府県職員給与のベースアップ及び先ほど申し上げました特別給付金等の増額等によるものでございます。

次に、施設運営等関連諸費であります。これはアメリカ合衆国軍隊に提供しているところの施設の維持、運営に必要となる土地の購入であるとか、賃借料、あるいは各種の補助金、及び周辺整備法に基づく米軍提供施設の周辺あるいは自衛隊施設周辺の障害防止、あるいは民生安定施設の助成措置、あるいは特定飛行場周辺の安全措置等に必要となる経費でございます。四十五年度の予算要求額は二百八十三億五千三百八十万円で、前年度に比較いたしますと四十一億八千九百万円の増加となっております。この増額のおもなものは、騒音防止補助金、民生安定助成補助金、道路改修補助金等、基地周辺対策経費の大幅な増額によるものでございます。

次に、相互防衛援助協定交付金でございますが、これは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく交付金でございます。四十五年度予算要求額は一億一千七百八十万円で、前年度に比較いたしますと九千六百万円の減少となっております。これは従来の軍事援助顧問団が昨年の七月に相互防衛援助事務所へ改組されまして、それに伴う人員の減少等によるものでございます。

以上の一般会計のほか、特定国有財産整備特別会計におきまして、四十五年度予算として六十億八千八百八十万円を要求しております。これは横浜市の山手住宅地区及びグランドハイッ住宅地区の移設に必要な経費でございます。なお、前年度に比較いたしますと五十億八千八百八十万円の増加となっております。

次に、六ページを開いていただきまして、基地対策経費の内容について御説明いたします。まず、基地周辺整備等諸施策の推進のうち障害

防止事業であります。これは周辺整備法第三条第一項に該当するものでございまして、自衛隊及び駐留軍の射撃等の行為によって生ずる障害を防止または軽減するため河川改修、砂防ダム等の工事を行なう補助金が大部分でございます。要求額は三十九億二千九百万円でございます。このほかには国の直轄工事によるものが一億五千九百万円ございまして、その他六千九百万円、合計四十一億四千九百万円でございます。

この「その他」と申しますのは、事業を執行するための事務費、調査費等でございます。以下各事項に出てくる「その他」も事務費、調査費でございます。

この結果、本年度におきましては、百五十六件に対する障害防止事業を実施することになりまして、前年度に比べ件数にいたしまして約二十件の増となります。

次の騒音防止事業でございます。これは周辺整備法第三条第二項によるところの学校教育施設、病院等の防音工事補助金でありまして、これは八十八億七千三百八十万円、その他四千九百万円、合計八十九億一千四百八十万円でございます。

防音工事補助金といたしましては、件数にいたしまして約四百二十件の学校、病院等を施工する予定でございます。前年度に比較いたしますと約百件程度の増を見込んでおります。

次は道路改修事業でございます。これは周辺整備法第三条及び第四条に基づきまして、自衛隊及び駐留軍の重車両のひんばんな運送による生ずる道路の損壊等を改修あるいは補修するための補助金が主体となっております。このほかには、直轄工事によるものも一部ございます。予算額は、補助金十九億二千九百万円、直轄工事が三千五百九十九万四千四百八十万円、合計いたしまして十九億九千九百八十八万四千四百八十万円、前年度に比較いたしますとこれまた約八十路線の増と相

なるうかと思えます。次の七ページに行きまして、民生安定助成事業

でございますが、これは周辺整備法第四条に基づいて、基地周辺の住民の生活または事業活動が著しく阻害されている場合、これを緩和するための施策に対しての補助金でございますが、この事業は、農業用・漁業用施設、あるいは有線放送施設、ゴミ処理施設、尿尿処理施設、水道施設、消防施設、プール、保育所等々整備の一般助成補助金と、学習等教育施設、庁舎、公民館、図書館等の防音工事を実施する防音助成補助金に分かれておりまして、要求額は、一般助成補助金が十九億九千六百万円、防音助成補助金が八億七千万円でございます。その他の三千九百万円を合計いたしますと二十八億四千二百万円でございます。

また、この事業におきましては、先ほど申し上げましたような新規施策及び改善施策をはかることといたしております。この結果、本年度におきましては、件数にいたしまして二百三十件の事業を見込んでおりまして、前年度に比較いたしますと約百件の増と相なろうかと思っております。

五番目の安全措置事業でございますが、これは周辺整備法第五条に基づく自衛隊及び駐留軍の使用するところの特定飛行場周辺の一定区域に所在する建物等の移転補償と、これに伴う敷地等の買収費でございます。要求額は、買収費が十六億八千二百万円、移転補償費が六億九千九百万円、その他九百万円でございます。合計二十三億九千万円でございます。本年度におきましては、十六飛行場をその対象として実施する予定でございます。

それから、次の施設周辺の補償でございますが、これは周辺整備法第九条及び駐留軍の行為に基づき特別損失の補償に関する法律に基づきまして実施する基地周辺の損失補償でございます。いわゆる自衛隊等の適法行為により特定の事業の経営者のこうむる経営上の損失を補償するものでございます。内訳のうち、特損補償はいま申し上げましたように駐留軍に関する補償でございます。三千八百万円、周辺補償とありますのは自衛隊に関する補償でありまして一千七百万円、その他

三千万円を合計いたしまして八千五百万円でございます。

次の八ページをごらんいただきますと、駐留軍施設の移転集約でございますが、今年度の予算要求額は六十七億三千三百万円でございます。一般会計分と特別会計分に分かれております。

まず、一般会計分を申し上げますと、工事費におきましては、横浜海浜住宅地区ほか七件の工事を実施することといたしまして、五億九千二百万円を要求いたしております。また、水戸対地射爆場ほか二件の施設の移転調査費といたしまして二千七百万円を要求いたしております。

特別会計におきましては、先ほど申し上げましたグラントハイツ住宅地区ほか一件の移転工事費として六十億七千四百万円を要求いたしております。

次の補償経費等の充実といたしまして、まず施設の借料がありますが、総額四十二億四百万円でありまして、前年度に比べ六億一千百万円の増加となっております。施設の借料と申すのは、自衛隊及び駐留軍施設のうち民公有地の借り上げ料等でございます。相統課税標準価額の四割に公租公課を加えたものを標準といたしております。このため、相統課税標準価額の上昇を見込んで増額した次第でございます。

それから、次の漁業補償でございますが、これは自衛隊及び駐留軍の使用する水域に依存する漁業者に対する補償でございます。この漁業補償費のうち、漁業補償対象者の拡大をはかるための経費を計上しての次第でございます。すなわち、特に駐留軍の使用する水域にあっては、昭和二十七年の漁船の操業制限法の制定時期から一貫した制限を行なった関係上、昭和二十七年以降独立して漁業を営むようになった次男、三男の方あるいは漁業労働者に対して法律上救済する道がございます。昭和四十五年におきましては、これらの方に対する見舞い金といたしまして六千八百万円を計上しておるわけでございます。

結果七億四千二百万円となったものでございます。

次の地方公共団体委託費でございますが、これは防衛施設に関連する諸問題を円滑に処理するため、施設取得等の事務を地方公共団体に委託するものでございまして、近年の基地問題の累増に対処するため、前年度に比べて四千三百万円増の八千九百万円を計上いたしました。

九ページに行きまして、その他の補償でございますが、これは施設の運用等に関連する補償費、見舞い金等でございます。要求額は三千七百万円、前年度に比し百万円の増となっております。

次に駐留軍労働者対策の強化といたしまして、駐留軍労働者対策費といたしまして一億円を要求しております。これは基地に働いている日本人労働者が健康保険組合をつくっておりますが、この組合の特殊事情によりまして、継続給付の費用が一般の健康保険組合より非常にかさんで赤字が出ています。その継続給付の経費の一部を補助するための経費でございます。特に最近の大量の人員整理のため、昭和四十五年においはさらに赤字が大きくなると見込まれるので、前年度に比較いたしまして三千万円増の一億円を計上した次第でございます。

次の離職労働者対策費といたしましては、特別給付金三億五千三百万円、離職対策補助金七百万円を要求しております。特別給付金は、駐留軍関係離職者等臨時措置法第十五条に基づき、労働者が離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合などに支給するものでございまして、昭和四十五年におきましても昭和四十四年度に引き続き相当の人員整理が見込まれますので、支給対象人員を約三千八百人と見込んだものでございます。また、離職対策補助金は本年度からの新規施策でございますが、駐留軍労働者を大量にかかえる数県におきまして、県が離職対策センターを設置し、離職あつせん等の活動を行なっておりますので、これに対して運営費の一部を補助するものでございます。

以上の各事項を総計いたしますと、五ページの「下から二行目」をごらんになりますと三百二十五億九千二百万円となりまして、前年度に比較いたしますと、額にして九十八億二千五百万円、率にいたしまして四三・二％の増となっております。次第でございます。

以上をもちまして私の説明を終わります。

○委員(西村尚治君) 本日の調査はこの程度にいたします。

これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第十七条中「畜産試験場」を「畜産試験場」に改め、「放射線育種場」を削り、「植物ウイルス研究所」を「植物ウイルス研究所」に、「熱帯農業研究センター」に、「農林研究所」を「農林研究所」に改める。

第十八条第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 農林大臣は、農業技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業技術研究所の支所を設けることができる。
第十八条第一項中「並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行う」を「これに関連する

分析、鑑定及び講習並びに農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なう」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、農業技術研究所に、その施設の効率的な利用を図るため、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なわせることができる。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三第一項中「講習」の下に「(草地試験場の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(草地試験場)

第十八条の四 草地試験場は、草地及び飼料作物に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(草地を利用して行なう家畜の飼養管理に関するこれらの事項を含む。)を行なう機関とする。

2 草地試験場は、栃木県に置く。

3 農林大臣は、草地試験場の事務を分掌させるため、所要の地に草地試験場の支場を設けることができる。

4 草地試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十二條の二を次のように改める。

第二十二條の二 削除

第二十二條の四の次に次の二條を加える。

(熱帯農業研究センター)

第二十二條の五 熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行なう機関とする。

2 熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

3 熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。)の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究

センター沖縄支所(次項及び次条において「沖縄支所」という。)を置く。

4 熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組織については、農林省令で定める。

(沖縄支所の職員の給与)

第二十二條の六 沖縄支所に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、当該在外職員とあるのは「当該職員」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

第二十三條第二項の表中「一 神戸肥飼料検査所 一 尼崎市」を「一 大阪肥飼料検査所 一 大阪市」に改める。

第二十五條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸出品検査所に、日本農林規格による格付けの表示を附された農林物資の検査及び登録格付機関の行なう日本農林規格による格付けに関する技術上の指導を行なわせることができる。

第三十三條第二項の表中高知種畜牧場の項を削る。

第三十三條の二の次に次の一条を加える。

(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

3 農業者大学校の内部組織については、農林省令で定める。

第三十五條中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第三十六條第二号中「農畜産物及び」を「農畜産物、飲食品(主要食糧を主たる原料とするものを除く。次号において同じ。及び油脂並びに)」に改め、同条第三号中「農畜産物に関する団体及び」を「農畜産物に関する団体、飲食品及び油脂に関する団体並びに」に改め、同条第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関すること。

第三十八條を次のように改める。

(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に地方農政局の統計調査事務所を置く。

2 農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方農政局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

3 統計調査事務所及び地方農政局又は統計調査事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「(第三十六條第

七号に掲げる事務を除く。)」を加える。

「第二款 統計調査事務所を「第二款 北海道統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に、「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 北海道統計調査事務所は、北海道の区域を区分して農林省令で定める区域ごとに置かれるものとし、その管轄区域は、当該農林省令で定める区域とする。

第八十二條第二項の表中「広島市」を「広島県」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七條の改正規定中「農林研究所」を「農林研修所」に改める部分の規定、第二十三條及び第二十五條の改正規定、第三十三條の二の次に一條を加える改正規定並びに第八十二條の改正規定は公布の日から、第十七條の改正規定中「畜産試験場」を「畜産試験場」に改める部分の規定、第十八條、第十八條の三、第十八條の四、第十八條の五及び第十八條の六の改正規定、第十八條の三の次に一條を加える改正規定並びに第二十二條の二の改正規定は昭和四十五年十月一日から施行する。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表四東京拘置所の項中「東京都豊島区」を「東京都豊島区」に改め、同表中小菅刑務所の項を削り、「宇都宮刑務所 宇都宮市」を

黒羽刑務所 栃木県那須郡黒羽町

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町

岡崎医療刑務所 岡崎市

別表十二中 仙台入国管理事務所八戸港出

張所 八戸市

港出張所 八戸市

港出張所 宮古市

所千葉港出張所 千葉市

事務所鹿島港出張所 茨城県鹿島郡神栖町

事務所千葉港出張所 千葉市

事務所木更津港出張所 千葉県君津郡君津町

横浜入国管理事務所川崎港出張所 川崎市

横浜入国管理事務所川崎港出張所 川崎市

横浜入国管理事務所田子の浦港出張所 富士

市 名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所

市 名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所

張所 蒲郡市

張所 蒲郡市

張所 半田市

所伊丹空港出張所の項中「伊丹市」を「豊中市」に改める。

附則 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、別表十二の改正規定中大阪入国管理事務所伊丹空港出張所に係る部分は公布の日から、別表四の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、消費者保護行政の確立に関する請願(第二三

一、国防省設置に関する請願(第二三三三号)(第二

三三三三号)(第二五〇号)(第二五三三三三三三三三

号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一一

九八号)(第二七四号)(第二七八〇号)(第二

一、人事行政の厳正に関する請願(第二三四四

(第二三五五号)(第二五一号)(第二五二二二二二

二九九号)(第三〇五号)

一、一世一元制の法制化促進に関する請願(第二

七九号)

一、恩給・年金増額スライド制の早期実現に関する

請願(第二九三三三三三三三三三三三三三三三三

一、元満鉄職員であった公務員等の恩給、共済年

金通算等に関する請願(第二九四四四四四四四四

一、新潟県の寒冷地引上げ等に関する請願(第

三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一、山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げ

に関する請願(第三〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇

第二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

消費者保護行政の確立に関する請願

請願者 神戸市生田区三宮町一ノ一神戸生

活科学センター 気付兵庫県生活科

学促進グループ内 山中純枝

紹介議員 中沢伊登子君

消費者保護行政について、左記事項の実現を図ら

(3) 製造年月日明記

(4) 製造所所在地明記

(5) 製造所所在地明記

(6) 製造所所在地明記

(7) 正しい名称表示

(8) 量目明記

(9) 添加物規制などに伴う便乗値上げの防止を

図ること。

(10) 消費者教育を義務教育にとり入れること。

(11) 商品の検査結果を全面的に公表すること。

(12) 添加物・農薬の総点検

(13) 添加物の種類、許容量、基準量の厳格な規

制を行なうこと。

(14) 添加物取扱者の資格格付けを行なうこと。

(15) 米その他について残留農薬の総点検を行な

うこと。

(16) 農薬、添加物の慢性毒性と相乗作用の研究

を促進すること。

第二三三三号 昭和四十五年二月十六日受理
国防省設置に関する請願(二通)

請願者 香川県木田郡三木町大字氷上四
〇二三 入谷香平外六十二名
紹介議員 玉置 猛夫君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二五〇号 昭和四十五年二月十六日受理
国防省設置に関する請願

請願者 千葉市検見川町一ノ六〇九 石橋
光外四十五名
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二五三三号 昭和四十五年二月十六日受理
国防省設置に関する請願

請願者 高知市朝倉米田 山岡謙蔵外十名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二五八号 昭和四十五年二月十七日受理
国防省設置に関する請願

請願者 名古屋市中千種区振甫町三ノ二八
横井太郎外二十二名
紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二五九号 昭和四十五年二月十七日受理
国防省設置に関する請願

請願者 大分市新川町 川上勘一外一名
紹介議員 村上 春蔵君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二六〇号 昭和四十五年二月十七日受理
国防省設置に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市東新町一ノ六八 木
下陽康外五十五名
紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二六一号 昭和四十五年二月十七日受理
国防省設置に関する請願(五通)

請願者 長崎市片瀨町一ノ三五 室塚省吾
外百五十五名
紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二六七号 昭和四十五年二月十七日受理
国防省設置に関する請願

請願者 香川県高松市中野町一五ノ一〇
篠塚豊外二十名
紹介議員 大松 博文君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二七四号 昭和四十五年二月十七日受理
国防省設置に関する請願(十通)

請願者 静岡県駿東郡清水町堂庭 杉山憲
夫外二百五十五名
紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二八〇号 昭和四十五年二月十八日受理
国防省設置に関する請願(六通)

請願者 福岡県筑後市大字馬間田一七六ノ
二下川榮太郎外百九十九名
紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二九八号 昭和四十五年二月十九日受理
国防省設置に関する請願

請願者 愛知県豊川市豊川町末通二〇ノ一
五 元下光幸君外三十名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三〇四号 昭和四十五年二月十九日受理

国防省設置に関する請願(五通)

請願者 静岡県清水市七ツ新屋一七五 黒
田華平外百九名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三三四号 昭和四十五年二月十六日受理
人事行政の厳正に関する請願(二通)

請願者 香川県木田郡三木町大字氷上五七
六ノ二 高橋良三外六十六名
紹介議員 玉置 猛夫君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三五号 昭和四十五年二月十六日受理
人事行政の厳正に関する請願(五通)

請願者 愛知県豊田市昭和町四ノ三一 小
沢光男外百四名
紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三五二号 昭和四十五年二月十六日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 千葉市稲毛二ノ六ノ七 川島邦衛
外十一名
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三五二号 昭和四十五年二月十六日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 高知市朝倉米田 山岡謙蔵外十名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三六二号 昭和四十五年二月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 名古屋市中千種区振甫町三ノ二八
横井太郎外二十二名
紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二六三三号 昭和四十五年二月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 大分市新川町川上勘一外一名
紹介議員 村上 春蔵君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二六四号 昭和四十五年二月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市東新町一ノ六八 木
下陽康外五十五名
紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二六五号 昭和四十五年二月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願(五通)

請願者 長崎市片瀨町一ノ三五 室塚省吾
外百五十五名
紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二六六号 昭和四十五年二月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 香川県高松市中野町一五ノ一〇
篠塚豊外二十名
紹介議員 大松 博文君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二七五号 昭和四十五年二月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願(九通)

請願者 静岡県駿東郡清水町堂庭 杉山憲
夫外二百六十四名
紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二八一号 昭和四十五年二月十八日受理
人事行政の厳正に関する請願(六通)

請願者 福岡県筑後市大字馬間田一七六ノ二 下川栄太郎外二百三名
紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二九四号 昭和四十五年二月十九日受理
人事行政の厳正に関する請願
請願者 愛知県豊川市豊川町末通二〇ノ一 五 元下光幸外三十名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三〇五号 昭和四十五年二月十九日受理
人事行政の厳正に関する請願(五通)
請願者 静岡県清水市七ツ新屋一七五 黒 田平外九十四名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二七九号 昭和四十五年二月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)
請願者 福岡県大牟田市宮原町一ノ一六五 田尻安生外七十三名
紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九三号 昭和四十五年二月十九日受理
恩給・年金増額スライド制の早期実現に関する請願
請願者 宮崎市橘通東二ノ一〇ノ一 宮崎県 議会議員 宮竹常吉
紹介議員 温水 三郎君
恩給・年金は、数次の改定により増額されてはいるが、今日の経済成長と国民生活水準の向上のもとにおいては、恩給・年金受給者の生活維持は困難かつ、不安な実情におかれているので、恩給審議会答申の主旨にのっとり国民生活の水準向上、

国家公務員の給与改定、消費者物価上昇にスライドする制度により、年金である恩給等の受給者が不安のない生活ができる措置を早期に実現された。

第二九四号 昭和四十五年二月十九日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願
請願者 宮崎市大工町二二七ノ四 黒木正 三郎君
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十五年二月十九日受理
新潟県の寒冷地引上げ等に関する請願(八通)
請願者 新潟市川岸町一丁目 宮川忠胤外 七名
紹介議員 松井 誠君
新潟県の寒冷地等について、左記事項の実現を図らう。

一、長岡市、三川村、下田村、加茂市、三条市、村上市、山北町、朝日村、関川村、黒川村、水原町、五泉市、新発田市、見附市、糸魚川市、青海町の寒冷地を五級地に引き上げること。
二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第二項の世帯区分に応じて支給する加算額のうち、その他の職員の額を引き上げること。
三、(世帯主とその他の職員の二区分制とし、比率を十対六に改めること)
四、同法第二条第四項の、世帯等の区分に応じて支給される定額を、「給与水準の改定実態に応じて増額する」よう措置すること。
五、同法第二条第六項の豪雪加給を、本県にも適用すること。
六、同法第一条の、基準日を七月十日に改めること。

と。
(別紙気象要素比較表添付)
第三〇一号 昭和四十五年二月十九日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願
請願者 山形県上山市須田板七四二市立東小学校内 渡部春雄外二名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
山形県の寒冷地等について、左記事項の実現を図らう。

一、山形市、天童市、上山市の寒冷地をすみやかに五級地に引き上げること。
二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第四項の百分の四十五(定率)を百分の六十以内に、また、世帯主である職員にあつては二万六千八百円、その他の職員にあつては八千九百三十円(定額)を、給与水準の改定実態に応じた増額をすみやかに措置すること。
三、同法第二条第二項、北海道以外の寒冷地で、内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額(薪炭加給は実態にそくして)いなので、これがすみやかな増額(現行最高額一万千円を二万六千四百円に改める)と、三級地以下への配分の措置を講ずること。
四、同法第一条の基準日を七月十日に改めること。

第三〇二号 昭和四十五年二月十九日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願(四十一通)
請願者 山形市十日町二ノ四ノ二〇 全農林労働組合山形県本部内 青木萬夫 外四十名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項の表輸出会議の項を次のように改める。

貿易(海運、航空及び観光に関する貿易外の受取及び支払を伴う役務の取引を含む。以下この項において同じ)に係る施策、輸出の目標その他貿易に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とするものについて調査審議すること。

貿易会議
貿易(海運、航空及び観光に関する貿易外の受取及び支払を伴う役務の取引を含む。以下この項において同じ)に係る施策、輸出の目標その他貿易に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とするものについて調査審議すること。

第十五条第一項の表家庭生活問題審議会の項を削る。
附則第四項を次のように改める。
第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、同和対策協議会は、昭和四十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。